

鹿屋市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市規則第 22 号

令和 8 年 1 月 26 日 決 裁

鹿屋市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者の確認等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び府令において使用する用語の例による。

(確認等)

第3条 特定乳児等通園支援事業者の確認を受けようとする者は、法第54条の2第2項の規定により、府令第44条の2において準用する府令第39条（第13号及び第17号を除く。）に規定する事項を記載した特定乳児等通園支援事業者確認申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特定乳児等通園支援事業者の確認に当たり、乳児等通園支援の利用定員を定めようとするときは、法第54条の2第3項の規定により、あらかじめ、鹿屋市子ども・子育て会議条例（平成25年鹿屋市条例第30号）に定める鹿屋市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合において、特定乳児等通園支援事業者の確認をしたときは、特定乳児等通園支援事業者確認通知書（別記第2号様式）により、特定乳児等通園支援事業者の確認をしないときは、特定乳児等通園支援事業者確認申請却下通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(確認の変更等)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の2第2項の規定により定められた利用定員を増加しようとするときは、法第54条の3において準用する法第44条第1項の規定により、あらかじめ、府令第44条の2において準用する府令第40条各号に規定する事項を記載した特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、利用定員を増加し確認の

変更をしたときは特定乳児等通園支援事業者確認変更通知書（別記第5号様式）により、確認の変更をしないときは特定乳児等通園支援事業者確認変更申請却下通知書（別記第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、府令第44条の2において準用する府令第41条第1項に規定する事項に変更があったときは、法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定により、変更した日から10日以内に、特定乳児等通園支援事業者申請事項変更届出書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、利用定員の減少をしようとするときは、法第54条の3において準用する法第47条第2項の規定により、その利用定員の減少の日の3月前までに、特定乳児等通園支援事業利用定員減少届出書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の2第2項の規定により定められた確認を辞退しようとするときは、法第54条の3において準用する法第48条の規定により、あらかじめ、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、法第55条第1項の規定による業務管理体制の整備について、同条第2項第1号又は第4項の規定により、遅滞なく、府令第46条第1項各号に規定する事項を記載した特定乳児等通園支援事業者業務管理体制整備届出書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、法第55条第3項の規定により、遅滞なく、特定乳児等通園事業者業務管理体制変更届出書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、法第55条第2項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届書を、変更後の区分により届け出るべき市町村長等又は変更前の区分により届け出るべき市町村長等に届け出なければならない。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則に基づく特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

特定乳児等通園支援事業者の確認を受けたいので、子ども・子育て支援法第54条の2第2項及び鹿屋市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業所の名称				
事業所の所在地				
区分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の主たる 事業所の所在地	〒 ー			
	電 話：			
	メー ル：			
設置者・事業者の代表者	フリガナ		職 名	
	氏 名		生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日			

第2号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

鹿屋市長

印

特定乳児等通園支援事業者確認通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認について、下記のとおり確認しましたので、鹿屋市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則第3条第3項の規定により、通知します。

記

事業所の名称				
事業所の所在地	〒 ー			
確認年月日	年 月 日			
区分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業			
利用定員	0歳	1歳	2歳	合計

第3号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

鹿屋市長

印

特定乳児等通園支援事業者確認申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認については、下記により確認しませんでしたので、鹿屋市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則第3条第3項の規定により、通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 ー
理由	

（教示）

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、3か月以内に鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書

年 月 日付け特定乳児等通園支援事業者確認通知書で確認を受けた利用定員を増加したいので、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第44条及び鹿屋市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地	〒		
	電 話 :		
	メー ル :		

2 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
利用定員を増加しようとする年月日		年 月 日					
利用定員を増加しようとする理由							

第5号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

鹿屋市長

印

特定乳児等通園支援事業者確認変更通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の利用定員の増加について、確認の変更をしましたので、鹿屋市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則第4条第2項の規定により、通知します。

記

事業所の名称				
事業所の所在地	〒 ー			
確認変更年月日	年 月 日			
区分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業			
利用定員	0歳	1歳	2歳	合計

第6号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

印

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の利用定員の増加について、確認の変更はしませんので、鹿屋市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則第4条第2項の規定により、通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 ー
理由	

（教示）

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、3か月以内に鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第 7 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 所 在 地
事 業 者 名
代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者申請事項変更届出書

特定乳児等通園支援事業者の申請事項を変更したので、子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する同法第 47 条第 1 項及び鹿屋市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則第 4 条第 3 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 事業所の名称等

事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	〒 —
	電 話：
	メー ル：

2 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程
	乳児等支援給付費及び特定乳児等支援給付費に請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

3 変更内容

変更内容	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	

第 8 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 所 在 地
事 業 者 名
代表者氏名

特定乳児等通園支援事業利用定員減少届出書

特定乳児等通園支援事業の利用定員を減少するので、子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する同法第 47 条第 2 項及び鹿屋市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則第 4 条第 4 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 ー
	電 話：
	メー ル：

2 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（減少）の利用定員（人）			
0 歳	1 歳	2 歳	合計	0 歳	1 歳	2 歳	合計
現に利用している 小学校就学前子ども に対する措置							
利用定員を減少し ようとする年月日		年 月 日					
利用定員を減少 しようとする理由							

第9号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

特定乳児等通園支援事業者の確認を辞退したいので、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条及び鹿屋市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則第4条第5項の規定により、以下のとおり届け出ます。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 ー
	電話： メール：
廃止又は休止及び 廃止の理由	
現に乳児等通園支援を 受けている児童 に対する措置	
廃止又は休止及び確認 を辞退する予定年月日	年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

第10号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長

様

申請者 所 在 地
事 業 者 名
代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者業務管理体制整備届出書

業務管理体制の整備に関する事項について、子ども・子育て支援法第55条第2項及び鹿屋市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 届出の内容											
(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出											
(2) 区分の変更											
2 事業者	フリガナ 名称又は氏名										
	主たる事務所の所在地		〒 —								
	連絡先		電話番号		FAX番号						
	法人の種類別										
	代表者の職名・氏名・生年月日		職名		フリガナ氏名		生年月日	年 月 日			
	代表者の住所		〒 —								
3 事業所名称等及び所在地		事業所名		確認年月日		所在地					
				年 月 日							
4 子ども・子育て支援法施行規則第46条第1項に基づく届出事項		第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)				生年月日				
							年 月 日				
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(概要を添付)								
		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要(概要を添付)								
5 区分変更		行政機関名称、担当部(局)課	区分変更前								
			区分変更後								
		区分変更の理由									
		区分変更日					年 月 日				

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者業務管理体制変更届出書

業務管理体制の整備に関する事項を変更しましたので、子ども・子育て支援法第55条第3項及び鹿屋市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則第5条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称又は氏名
	主たる事業所の所在地
	代表者の職名、氏名、生年月日及び住所
	法令遵守責任者の氏名及び生年月日
	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
	業務執行の状況の監査の方法の概要

2 変更内容

変更内容	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	